

---

---

**1 戦略の基本的事項**

---

---

---

---

**2 生物多様性の現状と課題**

---

---

## 3 戦略の理念とめざす姿

### 3.1 戦略の理念

生物多様性を保全・再生し、  
その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」

宝塚市は、六甲山系の豊かな自然や武庫川の流れ、里山や農地など、多様な自然環境に恵まれた地域です。これらの自然は、長い年月にわたり市民の生活と密接に関わりがあります。私たちに水や食料、憩い、学びといった生活の基盤となる多くの恵みをもたらすかけがえのない存在です。これらの自然の恵みを将来にわたり享受し続けるためには、今ある生物多様性を守り、次世代へとつなぐ取り組みが重要です。

こうした認識のもと、本市では『生物多様性を保全・育成・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」』を生物多様性たからづか戦略の基本理念として掲げ、人と自然が調和しながら共に生きる持続可能な地域社会の形成をめざしてきました。

私たちの暮らしと生物多様性は深く結びついており、その豊かさは気候変動や災害への適応力、健やかな生活、生業、文化の基盤でもあります。第2次生物多様性たからづか戦略においては、理念として『生物多様性を保全・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」』を掲げ、生物多様性の価値を再認識し、ライフスタイルや経済活動を自然と調和させることで、自然資本が巡り続ける地域の仕組みを構築していきます。

次世代へと命の循環を受け継ぐため、誰もが主体となり、多様な立場や世代が連携しながら、生物多様性を保全・再生する活動を推進していきます。

## 3.2 戦略のめざす姿

前章で説明している宝塚市の自然の現況や課題を踏まえ、戦略の理念のもと、下記のとおりめざす姿を掲げます。多様な主体が連携しながら戦略を実行します。

① 生物多様性が保全・再生され、ネイチャーポジティブ（自然再興）が実現している

### 【ネイチャーポジティブ】

生物多様性保全の重要性が広く認識され、従来の保全にとどまらず、積極的な回復・再生が進み、自然豊かなまちを目指します。

② くらしと自然が調和し、自然の恵みを永続的に享受できるまちがつけられている

### 【サステナブル・ライフ】

農林業、防災、景観など、自然の恵みを持続的に享受できるよう、自然環境や社会、経済等のバランスを考慮し、ひとの営みと自然が調和している社会を目指します。

③ 生物多様性を学び、考え、自然と触れ合う機会が充実し、様々な主体が関わりながら取り組んでいる

### 【みんなでアクション】

市民や事業者、市民団体、研究・教育機関等の多様な主体が生物多様性の学びを深め、フィールドでの体験を通じて生物多様性を「守り・育て・活かす」活動を展開します。

理念	めざす姿
<p>生物多様性を保全・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」</p>	<p><b>【ネイチャーポジティブ】</b>  ①生物多様性が保全・再生され、ネイチャーポジティブ（自然再興）が実現している。</p> <p><b>【サステナブル・ライフ】</b>  ②くらしと自然が調和し、自然の恵みを永続的に享受できるまちがつけられている。</p> <p><b>【みんなでアクション】</b>  ③生物多様性を学び、考え、自然と触れ合う機会が充実し、様々な主体が関わりながら活動している。</p>

行動方針	基本施策	施策
自然を保全・再生する	1. 生態系の保全・再生	(1) 重要地域の保全 ～30by30 の推進～
		(2) 公共事業における自然環境の保全
	2. 侵略的外来種の防除	(1) 侵略的外来種の早期発見・防除
		(2) 特定外来生物への適切な対策
	3. 野生生物の保護管理	(1) 野生生物に関する基盤情報整備
		(2) 野生生物の保護・管理
自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する	4. 自然と共生するまちづくり	(1) 市街地の緑化推進
		(2) みどりと水のネットワーク化
		(3) 生態系を活用した防災・減災
	5. 生物多様性の恩恵利用	(1) 田園地域・里地里山の保全・再生
		(2) 地産地消の推進
		(3) 生態系に配慮した産業の推進
自然を学び、関わりながら未来へつなぐ	6. 生物多様性の普及啓発	(1) 生物多様性への関心向上と参加の促進
		(2) 自然との触れ合いの場創出
		(3) 環境学習・教育の推進
	7. 生物多様性保全への参加の支援	(1) 活動団体の支援・連携
		(2) 参加とつながりの拡大
		(3) OECM への登録推進
	8. 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積	(1) 継続的な調査の実施
		(2) 情報収集・蓄積の仕組みづくり

## 4 戦略の行動計画

### 4.1 戦略の行動方針

#### ◆自然を保全・再生する

生物多様性の状況把握と適切な保全に努め、国際目標である30by30を推進していきます。また、公共事業においても環境配慮に努めます。

北部地域を中心とする里地里山には、希少な動植物が生息・生育しており、これらの保全、再生を図るとともに、脅威となりうる外来生物に対しては、適切に対応していきます。

#### ◆自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する

私たち人間は、暮らしや産業の発展のために、生物や自然環境の恩恵を利用してきました。しかし、急激な社会経済の成長にともない、自然環境を過度に利用し、地域の貴重な自然環境を損ねてきたことを反省し、残された貴重な環境だけではなく、市街地においても多様な生物が生存できる環境を創出します。

また、自然の恩恵を永続的に享受できる暮らしが続けられることを目指して、環境に配慮した生産消費活動やライフスタイルの転換を推進していきます。

#### ◆自然を学び、関わりながら未来へつなぐ

生物多様性保全に関する活動は、地域住民の参画が不可欠であることから、これらの活動を担うボランティア団体をハード、ソフト面で支援します。

継続したスポット調査等の実施など、情報の収集及び蓄積する仕組みをつくり、生物多様性についての正しい現状把握や課題を明確にしていきます。

生物多様性の恩恵を尊重する社会を引き継いでいくために、次世代を担う子どもたちの環境学習の機会を充実させます。ため池や里地里山などを活かした交流や学習の場を設けるなどして、市民の生物多様性についての理解を深め、さらにはOECM（Other Effective area based Conservation Measures）への登録を支援します。

## 4.2 行動方針ごとの施策および取組

### 4.2.1 行動方針「自然を保全・再生する」

#### ■ 基本施策1. 生態系の保全・再生 ■

##### (1) 重要地域の保全 ～30by30の推進～

本市では、県有環境林も含めた保全に係る区域等の指定状況は宝塚市全体の16.45%を占めますが、生物多様性国家戦略に掲げられた30by30（2030年までに陸と海の30%を健全な生態系として保全・管理）の実現に向けて、市域の自然環境の価値を見極め、優先的に保全すべき区域の特定と保全策の検討を進めます。

また、北部地域の湿原やため池、武庫川峡谷（武田尾峡谷）、西谷の里地里山など、多様な生物が生息・生育する地域を中心に、動植物の生存環境を保全します。

- ・市内の重要な生態系の調査（スポット調査）を引き続き実施し、保全に努めます。市
- ・生物多様性の保全が図られている区域が30by30保全区域として指定されるよう推進します。市
- ・開発計画において、自然環境への影響を最小化します。市・事業者
- ・保全区域周辺での緑化事業や再植林への参加・支援を行います。市・事業者・市民
- ・地域の生物多様性保全につながる活動に参加します。事業者・市民

##### (2) 公共事業における自然環境の保全

公共事業においては、生態系への影響を最小限に抑えるよう設計段階から環境配慮に努めます。また、動植物の生息・生育環境に配慮した多自然工法を積極的に取り入れるなど、公共事業と自然保全の両立を図るとともに、生物多様性に配慮したインフラ整備を推進します。

- ・開発においては、生態系に対する影響に配慮した事業計画を作成します。市・事業者
- ・河川の工事においては、多自然川づくりを取り入れることを推進します。市・事業者
- ・兵庫県とも連携し、工事の際には可能な限り生態系の連続性に配慮します。市・事業者
- ・工事現場での緑化計画や持続可能な資材利用を推進します。市・事業者

## ■ 基本施策 2. 侵略的外来種の防除 ■

### (1) 侵略的外来種の早期発見・防除

外来種とは、人間の活動によって本来生息・生育していなかった地域に持ち込まれた動植物のことです。国外から人間の活動によって移入された国外外来種のほか、国内において本来の生息地とは異なる他地域へ移入された国内外来種もいます。

生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす、または及ぼすおそれがある外来種で「生態系被害防止外来種リスト」（環境省・農水省）にあるものを「侵略的外来種」といいます。（例：外国産カブトムシ、セイタカアワダチソウなど）

侵略的外来種を早期に発見するために、国・県からの情報を収集し、これらの被害を予防するために外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を実行します。

- ・外来種について情報を収集し、啓発を行います。 市
- ・侵略的外来種を持ち込みません。 事業者・市民
- ・飼育や栽培している外来種は逃がしたり、捨てたりしません。 事業者・市民
- ・自然にいる外来種を他地域に拡げたり増やしたりしません。 事業者・市民

### (2) 特定外来生物への適切な対策

海外から持ち込まれた外来生物のなかでも生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、またはそのおそれがあるものとして「外来生物法」により指定された生物を特定外来生物といいます。

特定外来生物として指定されている生物について情報収集を行い、計画などにに基づき適切に防除します。

- ・宝塚市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づき、アライグマ、ヌートリアを駆除します。 市
- ・オオキンケイギクの駆除を協働して行います。 市・事業者・市民
- ・クビアカツヤカミキリの早期発見・防除に努めます。 市・事業者・市民
- ・その他特定外来生物についての啓発や情報発信を行います。 市
- ・発見した際には情報を共有します。 市・事業者・市民

### ■ 基本施策3. 野生生物の保護管理 ■

#### (1) 野生生物に関する基盤情報整備

宝塚市内に生息する野生生物を適切に保護、管理するために、生存状況を把握することが必要です。また、その情報を集積し生物多様性戦略に生かしていきます。

- ・市内の動植物の情報を収集します。 市・市民
- ・動植物の情報を集約し、蓄積してデータ化します。 市
- ・動植物の生息状況について情報を発信し、共有します。 市・事業者・市民

#### (2) 野生生物の保護・管理

市内に生息する希少な野生生物や被害をもたらす生物について情報を収集します。特にイノシシ、シカなどの有害鳥獣については、被害を軽減するため、適切に管理を行います。

- ・希少な野生生物の情報収集や乱獲防止などの啓発を行います。 市
- ・宝塚市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の被害の防止に努めます。 市
- ・健康や経済的な被害をもたらす野生生物の情報を収集し、情報発信や、啓発を行います。  
市・事業者・市民

## 4.2.2 行動方針「自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する」

### ■ 基本施策4. 自然と共生するまちづくり ■

#### (1) 市街地の緑化推進

市街地に残存する自然資源と生物の生息・生育状況を把握し、適切に管理します。

民有地の緑化推進を図るとともに、河川、社寺林、まち山については、市街地における生物多様性の核として保全します。また開発や公共工事の実施においては、緑地の保全を推奨します。

- ・緑化重点地区（宝塚市みどりの基本計画で定められた、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区）において緑化施策を推進します。 [市]
- ・学校、公園等の公有用地について、在来種による植栽や芝生化を進めます。 [市]
- ・住宅敷地の生垣や壁面について、助成金制度により緑化を促進します。 [市・事業者・市民]
- ・保護樹の現状把握と追加指定を実施します。 [市]
- ・河川、まち山、ため池などの身近な自然環境を守るための活動団体や地域コミュニティを通じて、貴重な動植物の保全や維持管理を行います。 [市・市民]
- ・開発や工事にあたっては、現存の地形や植生を活かし、既存木はできる限り残すよう努めます。 [市・事業者]

#### (2) みどりと水のネットワーク化

市街地に散在する社寺林やため池、公園が、六甲山地や長尾山地などのまとまった自然の残る箇所と空間的なつながりを持つよう、生態系のネットワークづくりを推進します。

また、河川上流の水とみどりが一体となった自然環境の保全を行います。

河川の整備にあたっては、緑化や人工物による分断を避けるなど自然に配慮し、生態系のネットワークを維持・形成します。

- ・河川のアドプト制度（ひょうごアドプト<sup>1</sup>）を活用し、河川の環境保全に取り組みます。 [事業者・市民]
- ・地元の水環境保全に関わる活動団体や地域コミュニティを通じて、環境保全活動に取り組みます。 [市民]
- ・公園や社寺林などの森林環境と池や川などの水辺環境を、街路樹や遊歩道の植栽等でつなげるなどして空間的な連続性の確保に努めます。 [市]
- ・流域を共有する隣接関連自治体と協働し、河川環境の縦断的な保全に取り組みます。 [市]
- ・河川の整備にあたっては、自然環境に配慮します。 [市]

<sup>1</sup> 県が管理する河川、道路等において、県民がボランティア等を行う際に、県が用具の提供等を行い支援する制度です。

### (3) 生態系を活用した防災・減災

自然環境が持つ防災・減災機能に注目し、生態系を緩衝帯や緩衝材として活用することを検討します。森林が土砂崩れを防ぎ、湿地やため池が洪水を受け止めるなど、豊かな自然環境を保全・再生することで、災害リスクを軽減し、人命や財産を守ると同時に、生物多様性そのものも保全する、持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを行います。

- ・湿地環境を保全し、雨水の貯留や流出の抑制に繋がります。市・事業者・市民
- ・ため池や農地を活用し、浸水被害を軽減します。事業者・市民
- ・里山林の管理や緑地保全地区の指定等を推進し、森林を整備することにより治水対策を行います。市
- ・棚田を保全し、地すべり等の斜面崩壊を防止します。市・事業者・市民

## ■ 基本施策 5. 生物多様性の恩恵利用 ■

### (1) 田園地域・里地里山の保全・再生

北部の田園地域及び市街地に点在する里地里山に残存する生物多様性を保全します。また、田園地域において営農支援を進めることにより、田園の生態系を保全します。環境学習において積極的活用をはかるとともに、生物多様性に関する関連情報を収集・発信します。

- ・里地里山<sup>\*</sup>や市民参加型で整備されている森林の普及啓発に取り組み、生物多様性に係る現況を把握し、これらの環境の活用に取り組みます。市
- ・放棄水田等を生きもの水田や市民水田などとして活用します。事業者・市民
- ・農地の利用集積や集落営農の推進、市民農園の充実を図ります。市
- ・里地里山の維持管理、森づくり活動、体験農業などの活動に参加します。特に、北摂里山フィールドマップに掲載された里山フィールドを積極的に利用するとともに、保全活動に参加します。事業者・市民

※里地里山…桜の園亦楽山荘、県立宝塚西谷の森公園、丸山湿原、松尾湿原、宝塚自然の家、北雲雀きずきの森、ゆずり葉の森、山手台南公園、北中山やすらぎの道など

## (2) 地産地消の推進

地域で生産した農作物を地域で消費することにより、地域の農地・山地の維持継続に貢献するとともに、農地・山地から得られる自然の恵みとその重要性に対する理解の醸成につなげるなど、多面的に生物多様性を保全します。

- ・学校給食における地元産農作物利用の拡大を進めます。市
- ・農業の活性化のため、地産地消を促進する啓発を行います。市
- ・地元の農作物を積極的にPRし、販路を確保します。市・事業者
- ・地産地消の重要性について理解し、宝塚市産の農産物の購入に努めます。市民

## (3) 生態系に配慮した産業の推進

花き・植木産業や農業の実施にあたって、環境と経済の両立をめざし、地域の生態系に配慮した活動を促進します。また、地域資源を活かした産業や環境配慮型の技術・サービスの展開を支援し、持続可能な地域経済の形成を図ります。

- ・植木産業において、植生に配慮し、購入者に情報発信するよう努めます。事業者
- ・できるだけ在来種のもを購入します。市民
- ・農業において、有機農業や減農薬栽培を推進します。市・事業者
- ・生物多様性に関連する活動に参加します。事業者
- ・事業の展開においては、市や市民、専門家と連携して生物多様性に配慮します。事業者
- ・事業者が、生物多様性保全に資する取組を進めやすくするため、優れた事例の紹介や情報共有の仕組みづくりを検討します。市

## 4.2.3 行動方針「自然を学び、関わりながら未来へつなぐ」

### ■ 基本施策 6. 生物多様性の普及啓発 ■

#### (1) 生物多様性への関心向上と参加の促進

生物多様性とはどのようなものか、その必要性と重要性を理解し、身近な自然環境について関心をもつために情報発信を行います。また、生物多様性の保全や持続可能な利用について活動のシンボルとして作成された「ツメレット」などを活用し啓発を行います。

また、市内の動植物の情報をデータ化し、生物多様性への関心向上を図ります。

- ・ 広報、ホームページ、SNSを活用し、わかりやすい情報を発信します。 [市]
- ・ シンボルキャラクターを使用して啓発を行います。 [市]
- ・ 環境に関するイベントや講座などの開催情報を発信します。 [市・事業者・市民]
- ・ WEBなどで市内動植物の情報交換の場を提供します。 [市・事業者・市民]

#### (2) 自然との触れ合いの場創出

生物多様性を実感するため、川やため池などの水辺空間や、緑豊かな里山林や市街地の公園を活用した、自然と触れ合うイベントなどの情報を提供し、参加する機会を増やします。

- ・ 生物多様性に関連した観察会や講座を開催します。 [市・事業者・市民]
- ・ 水辺空間や里地里山について情報を提供します。 [市]
- ・ ハイキングや河川敷散策など、自然との触れ合いに参加します。 [事業者・市民]

#### (3) 環境学習・教育の推進

市民、特に次世代を担う子どもたちに対して環境教育を充実させ、生物多様性の大切さを学び、考え、行動につなげられるようにします。

- ・ 市が主催する市民講座などへ積極的に参加します。 [市民]
- ・ 水生生物調査や里地里山保全活動などを通じて地域の自然学習を体験できる場を設けます。 [市]
- ・ 市民講座や環境フォーラムなどで学んだ知識や経験を活かし、地域での環境関連学習や、保全活動などに取り組みます。 [事業者・市民]
- ・ 従業員や市民を対象として生物多様性に関する研修会を開催します。 [事業者]
- ・ 行政、環境保全団体、事業者等が連携・協働して環境学習を行います。 [市・事業者・市民]
- ・ 学校教育において、環境体験学習などを通じて生物多様性の大切さを学びます。 [市]

## ■ 基本施策 7. 生物多様性保全への参加の支援 ■

### (1) 活動団体の支援・連携

市内の環境保全団体が加入できる「環境都市宝塚推進市民会議」を生物多様性の軸として、交流の場を増やし、各団体の活性化を推進します。

また、活動団体と連携したイベントを積極的に実施するなど、各団体とのつながりを継続・発展させ、市民の生物多様性保全の実践者の増加を図ります。

- ・積極的に情報発信し、環境都市宝塚推進市民会議への加入を促進します。 市・事業者
- ・環境保全団体と協働して生物多様性に関する啓発活動を実施します。 市
- ・生物多様性と関連する活動団体や地域コミュニティの存在や活動内容について情報発信を行います。 市
- ・環境保全活動に必要な備品の提供や貸与などの支援を行います。 市
- ・環境保全活動を共催、後援等により支援します。 市

### (2) 参加とつながりの拡大

市民や事業者の生物多様性に関する興味や関心のきっかけとなり、保全するための取組に参加してもらうよう、生物多様性ポータルサイトの開設等により、情報を集約・発信し、参加の呼びかけを行います。

- ・生物多様性に関する情報を集約し、発信するWEBサイトを開設します。 市
- ・保全の取組やイベントの情報をWEBやSNSで積極的に発信します。 市
- ・SNSでの生物多様性のハッシュタグを決め、浸透を図ります。 市
- ・生活やビジネススタイルに合わせて、保全の取組に参加し、身近な情報等を発信します。 事業者・市民

### (3) OECMへの登録推進

「里地里山」「都市部の自然」などにおいて、生物多様性を守る団体や個人の活動を支援し、OECMとして登録認定を目指します。また、そのような活動を周知することで、波及的に保全活動を拡大させていきます。

- ・企業や地域団体が生物多様性の保全に貢献している土地や水域を、自然共生サイトとして認定される取り組みを推進し、OECMとしての登録を目指します。 市・事業者・市民
- ・OECMに関する情報をホームページなどで積極的に発信します。 市
- ・OECMへの登録により、生物多様性の保全が市域全体へ拡大されるよう周知・啓発を行います。 市

## ■ 基本施策 8. 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積 ■

### (1) 継続的な調査の実施

市内に生息・生育する動植物の種類や、生物多様性に富んだ生態系を有する地域の状況など把握するため、市内の貴重な生物相や自然環境に関する調査を継続的にを行います。また、様々な活動団体が実施している生態系調査などを通じて情報を把握します。

- ・市内の生物相や貴重な自然環境の保全に向けて、重要な生態系調査（スポット調査）を継続的にを行います。**市**
- ・生物や生態系に関する情報収集について、市内の自然環境に関わる参加型の活動や調査に協力します。**事業者・市民**
- ・活動団体や地域コミュニティと協働し、水辺の生き物や虫の観察など市民参加型の自然観察会を実施します。**市・事業者・市民**

### (2) 情報収集・蓄積の仕組みづくり

市内の貴重な生物相や自然環境に関する継続的な調査結果に基づき、情報を整理・分類します。ここで得た生物多様性に関する情報のほか、様々な主体から発信された市内の生物多様性に関わりのある情報を収集するなど、生物多様性保全のための情報を蓄積します。

- ・生物多様性の貴重な情報については、国や県からの情報提供や関連団体との連携から得た情報からも収集します。**市・事業者**
- ・市内の希少種を含む多様な生物などについて、身近な環境で知り得た情報を発信、共有します。**市民**
- ・環境保全団体や地域コミュニティが行う生物多様性に関する活動・交流の場で得た最新情報や調査結果などを、情報の蓄積に活用します。**市・事業者・市民**